

鳥取港振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取港振興会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取港振興会（以下「振興会」という。）の活動を支援することにより、鳥取港の利用促進による地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う振興会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 事業費

ア ポートセールス

振興会が国内及び海外で企業を対象に鳥取港のポートセールスを行う事業

イ 調査研究事業

振興会が鳥取港の振興に関し、情報の収集、調査研究を行う事業

ウ 広告宣伝活動

振興会が鳥取港の利用促進のために実施する広告宣伝事業

エ 利用促進懇談事業

振興会が鳥取港の利用促進のために行う民間企業、関係団体等との懇談事業

(2) 事務局費

上記事業の実施に伴う事務局の運営に関する事業

2 本補助金の額は、補助事業のうち知事が適当と認めたものに要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額に2分の1を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内業者への発注に努めなければならない。

(申請書の提出)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（以下「申請書」という。）は、毎年4月15日までに提出しなければならない。

2 規則第5条第1号及び第2号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(申請事項の変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 事業費、事務局費いずれかの区分合計の金額の2割を超える増減

(2) 本補助金の増額を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 この要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は土木部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年度補助事業より施行する。

様式第1号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取港振興会事業計画（報告）書

事業名	事業内容	摘要

※補助対象経費に工事請負費、委託費が含まれる場合は、県内事業者が施行（実施）したものに限る。（ただし止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りではない。）

止むを得ない事情がある場合は、下記に県内事業者への発注が困難である理由を記載すること。

県内事業者への発注が困難である理由	
-------------------	--

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取港振興会収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額 （精算額）	前年度（本年度） 予算額	差 引	摘 要
計				

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額 （精算額）	前年度（本年度） 予算額	差 引	摘 要
計				

鳥取港振興会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

印

○ ○ 年 度 鳥 取 港 振 興 会 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取港振興会補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1)算定基準額	金	円
(2)交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取港振興会補助金交付要綱（平成13年4月13日付空第17号鳥取県土木部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。